

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年11月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について

報告事項

- 報第1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第4号 農地潰廃通報について
- 報第5号 作付変更届について
- 報第6号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栞 原 一 郎 委員 |
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 6番 坂 井 浩 行 委員 |
| 7番 田 邊 稔 委員 | 8番 捧 幸 伸 委員 |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員 | 11番 岡 崎 耕一郎 委員 |
| 12番 島 影 正 幸 委員 | 13番 清 野 秀 作 委員 |
| 14番 小 林 茂 宏 委員 | 15番 佐 藤 一 富 委員 |
| 16番 三 師 満 夫 委員 | 17番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 18番 田 邊 敦 子 委員 | 19番 廣 川 哲 也 委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 10番 野 崎 文 夫 委員

推進委員出席委員 16名

- | | |
|------------|------------|
| 飯 塚 栄三千 委員 | 井 上 利 弥 委員 |
| 大 口 伸 昭 委員 | 蒲 澤 利 嗣 委員 |
| 北 澤 正 之 委員 | 小 池 秀 一 委員 |

笹岡大介 委員
長谷川 淨二 委員
松下正樹 委員
山谷秀昭 委員
吉田 昇 委員

高山弘則 委員
原田孝一 委員
矢代誠一 委員
吉田精一 委員
渡辺秀人 委員

推進委員欠席委員 1名

松岡博一 委員

説明のため出席した職員

農林課長 藤家 憲

職務のため出席した事務局職員

事務局長 山村 吉治
経営基盤係長 上林 裕則
経営基盤係主事 三本 琳花

午前9時25分 開会及び開議

議長（栗原会長代理）

それでは、これより定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

それでは、出席状況を報告します。農業委員、現在員19名、出席18名、欠席1名、推進委員、現在員17名、出席16名、欠席1名で、過半数以上の出席ですので、会議規則に基づき、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員の指名につきましては、会議規則に基づき議長から指名いたします。

5番、馬場良子委員、14番、小林茂宏委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議事に入る前に、議事参与の制限についてお諮りします。議第1号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、会議規則第14条ただし書に基づき、委員の皆様の御同意をいただいて、該当する方も議事に参与することについて御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長代理）

それでは、異議ないものと認め、該当する方も議事に参与いただくことに決定いたしました。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

説明の前に大変恐縮ですが、議案の訂正をお願いいたします。お手元に配付させていただきました「議第1号 農用地利用集積計画の決定について 正誤表」を議案書と併せて御覧いただきたいと思います。

議案書の5ページをお願いします。

183番でありますけれども、利用権を設定する農用地の月岡一丁目948番について、申請後に分筆登記に伴う地番及び面積の訂正の申出がありました。正しくは、正誤表のとおりです。これに伴いまして、86ページ下段、合計欄の面積を朱書きのとおり訂正をお願いいたします。

議案書、27ページをお願いします。

254番であります。利用権を設定する者の氏名を神原ヨネ様から神原智子様へ訂正をお願いいたします。なお、申請人が総会前に死亡したため、変更するものであります。

訂正は以上です。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。最初に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転に係る案件で、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告をいただいた案件です。

2ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの4件、2万5,673平米、交換によるもの2件、4,124平米、合計6件、2万9,797平米です。

1ページをお願いします。

170番は、鬼木地内ほかの農地2筆、4,637平米、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

171番は、福島新田地内ほかの農地5筆、1万435平米。

172番は、福島新田地内の農地5筆、1万403平米。

2ページをお願いいたします。

173番は、福島新田地内の農地1筆、198平米。

以上3件は同一の所有権を受けるものであり、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

174番の代官島地内の農地2筆、2,062平米と、175番の代官島地内の農地2筆、2,062平米は、交換により所有権を移転するものです。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

86ページ欄外を御覧ください。先ほど訂正いただきました数字になります。新規設定48件、21万6,069.46平米、再設定208件、104万7,313.93平米、合計256件、126万3,383.39平米です。

3ページをお願いいたします。番号ごとに順次説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

176番は、荒沢地内の農地1筆、2,534平米。

177番は、柳沢地内ほかの農地7筆、5,637平米。

178番は、東大崎一丁目地内ほかの農地10筆、8,116平米。

4ページをお願いします。

179番は、西潟地内ほかの農地10筆、1万1,321平米。

180番は、西潟地内の農地3筆、4,025平米。

181番は、三柳地内の農地2筆、455平米。

182番は、金子新田地内の農地3筆、6,001平米。

183番は、月岡地内ほかの農地6筆、3,434平米。

184番は、笹岡地内の農地1筆、628平米。

185番は、笹岡地内ほかの農地6筆、1万5,324平米。

6ページをお願いします。

186番は、長沢地内の農地1筆、474平米。

187番は、濁沢地内の農地1筆、1,404平米。

188番は、荒沢地内の農地1筆、2,943平米。

189番は、荒沢地内の農地1筆、1,381平米。

190番は、西裏館三丁目地内の農地2筆、1,791平米。

191番は、須戸新田地内の農地3筆、3,099平米。

192番は、金子新田地内の農地1筆、1,002平米。

193番は、如法寺地内の農地5筆、9,141平米。

194番は、8ページまで続きます。西鱈田地内ほかの農地12筆、3,211.93平米。

195番は、北潟地内の農地16筆、2,834.92平米。

196番は、大沢地内の農地2筆、4,363平米。

197番は、福島新田地内の農地3筆、8,995平米。

198番は、石上一丁目地内ほかの農地6筆、3,362平米。

199番は、10ページまで続きます。石上三丁目地内の農地12筆、1万337平米。

200番は、石上三丁目地内の農地3筆、2,551平米。

201番は、石上三丁目地内の農地8筆、5,201平米。

202番は、塚野目地内の農地4筆、4,045平米。

203番は、麻布地内の農地5筆、2,173平米。

204番は、12ページまで続きます。東大崎地内ほかの農地22筆、7,018.61平米。

205番は、下坂井地内の農地13筆、8,730平米。

206番は、上須頃地内の農地2筆、1,253平米。

207番は、上須頃地内の農地1筆、822平米。

208番は、上須頃地内の農地1筆、81平米。

209番は、上須頃地内の農地2筆、1,676平米。

14ページをお願いします。

210番は、上須頃地内の農地3筆、2,041平米。

211番は、上須頃地内の農地13筆、9,156平米。

212番は、上須頃地内の農地2筆、2,052平米。

213番は、代官島地内の農地2筆、2,062平米。

214番は、荻島地内の農地2筆、1,455平米。

215番は、川通中町地内の農地2筆、9,080平米。

216番は、蔵内地内ほかの農地4筆、2万73平米。

16ページをお願いします。

217番は、蔵内地内の農地3筆、1万2,229平米。

218番は、栄荻島地内の農地2筆、1,859平米。

219番は、広手地内の農地2筆、2,635平米。

220番は、広手地内の農地2筆、3,790平米。

221番は、駒込地内の農地5筆、3,482平米。

222番は、森町地内の農地1筆、299平米。

223番は、森町地内の農地1筆、492平米。

以上48件は、相対により新規でそれぞれ賃借権または使用貸借権を設定するものです。

224番から85ページの431番までの208件は、再設定ですので、説明を省略させていただきます。

次に、農地中間管理事業の公社借入です。

90ページ下段欄外を御覧ください。今月の公社借入は、新規設定9件、6万8,273平米。

これらの9件は、農地中間管理事業により、公益社団法人新潟県農林公社が借入をするものです。番号ごとに順次説明いたします。

87ページをお願いします。

432番は、森町地内の農地10筆、9,580平米。

433番は、塚野目地内ほかの農地9筆、1万3,645平米。

88ページをお願いします。

434番は、柳川新田地内の農地1筆、505平米。

435番は、大宮新田地内ほかの農地8筆、1万308平米。

436番は、大宮新田地内ほかの農地19筆、2万2,629平米。

437番は、鶴田地内の農地1筆、1,354平米。

438番は、白山新田地内の農地1筆、5,266平米。

90ページをお願いします。

439番は、柳川新田地内の農地3筆、2,726平米。

440番は、下保内地内の農地1筆、2,260平米。

以上9件は、新潟県農林公社が新規に借入するものです。

次に、農地中間管理事業の公社貸付です。

94ページ下段欄外を御覧ください。今月の公社貸付は、新規設定9件、6万8,273平米です。

整理番号の元番は、先ほど説明した農地中間管理事業公社借入に対応する番号です。枝番号につきましては、耕作者ごとに附番がされております。

なお、農地の所在は、先ほど説明した公社借入のとおりです。また、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受人の状況につきましては、記載のとおりです。

ので、説明を省略させていただきます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（栗原会長代理）

ありがとうございました。

質疑の前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、第1調査部会長代理から調査結果について報告いただきます。

部会長代理は、私の隣に着席願ひます。

15番、佐藤一富委員。

第1調査部会長代理（15番佐藤一富委員）

最初に、第1調査部会の開催概要について報告いたします。

当部会は、11月27日午前9時から厚生福祉会館第2集会室において、部会員と栗原会長代理出席の下、開催いたしました。今月の議案のうち、転用案件は全て1,000平米以下であったことから現地調査を行わないことを確認し、早速議事に移り、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査を取りまとめ、午前9時30分に閉会いたしました。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告します。

今月は、所有権移転6件、2万9,797平米、相対での利用権設定は新規設定48件、21万6,069.46平米、再設定208件、104万7,313.93平米、合計256件、126万3,383.39平米です。また、公社借入6件、公社貸付6件、合計6万8,273平米です。

今月申請のあった所有権移転及び利用権設定につきましては、いずれも事務局から書類の審査結果などの詳細説明を受け、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものといたしました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長代理）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願ひます。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長代理）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長（栗原会長代理）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

96ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は、8件、4,884.91平米です。

95ページをお願いいたします。番号ごとに順次説明いたします。

38番は、公売の報告です。若宮新田地内の農地1筆、337平米を、譲受人が経営規模の拡大のため公売により取得するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。なお、本件は8月総会において附帯決議されたもので、計画どおり買受適格証明書の交付を受けた譲受人が落札し、農地法第3条申請があったため、11月1日付で許可したものです。

39番は、如法寺地内の農地1筆、148平米を、譲渡人が遠方に居住し、耕作できないことから、譲渡人の要望で近隣に自宅がある譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。補足説明いたしますと、譲受人はこれまでも自宅周りで野菜などを耕作してきたとのことでした。

40番は、大島地内の農地2筆、320平米を、譲渡人が高齢で耕作できないことから、譲渡人の要望で譲受人に売買するものです。価格は、宅地建物込みで〇〇〇円です。

41番は、福島新田地内の農地4筆、474.91平米を、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望で売買により取得するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

96ページをお願いします。

42番は、川通中町地内の農地1筆、170平米を、譲渡人の要望により譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。なお、譲受人は、農事組合法人尾崎泉地区生産組合の構成員です。

43番は、若宮新田地内の農地5筆、1,112平米を、譲渡人が労力がなく耕作できないことから、譲渡人の要望で譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

44番は、飯田地内の農地1筆、1,196平米を、譲渡人が遠方に居住し、耕作できないことから、譲渡人の要望で近隣で耕作する譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

45番は、森町地内の農地1筆、1,127平米を、譲渡人が遠方で不便なことから、譲渡人の要望で譲受人に贈与するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（栗原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

15番、佐藤一富委員。

第1調査部会長代理（15番佐藤一富委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は、公売によるもの1件、売買によるもの6件、贈与によるもの1件、合計4,884.91平米で、申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものといいたしました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長代理）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長代理）

続きまして、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

97ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、1件、458平米です。

7番は、三竹三丁目地内の農地2筆、458平米を、貸駐車場18台分の用地として利用したいもので、場所につきましてはJR東三条駅の南東側660メートル付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願います。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

15番、佐藤一富委員。

第1調査部会長代理（15番佐藤一富委員）

議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告し

ます。

今月は、1件、458平米で、いずれも申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものといいたしました。

なお、3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長代理）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長代理）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栗原会長代理）

続きまして、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

98ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は、合計4件、1,547.16平米です。番号ごとに順次説明いたします。

50番は、井栗一丁目地内の農地1筆、664平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟、駐車場2台分、雪置場、通路及び家庭菜園の用地として利用したいもので、場所につきましては第四中学校の北側230メートル付近で、住宅等が連たんする地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、譲渡人と譲受人は義理の親子となります。

51番は、籠場地内の農地1筆、264平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び駐車場2台分の用地として利用したいもので、場所につきましては大崎浄水場の南側200メートル付近で、10ヘクタール未満の農地の区域内の農地であることから、農用地区分は第2種農地と判断されます。転用目的が、居住する者の日常生活上必要な住宅であり、集落に接続して設置される転用であることから、第2種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。なお、譲渡人と譲受人は祖母と孫となります。

52番は、上保内地内の農地1筆、33平米を売買により取得し、同時に取得する宅地と一体で敷地を拡張して利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、保内小学校の南西側670メートル付近で、住宅等が連たんする地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

53番は、新保地内の農地4筆、586.16平米を売買により取得し、貸駐車場14台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、県立三条高等学校の西側120メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

15番、佐藤一富委員。

第1調査部会長代理（15番佐藤一富委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は、合計4件、1,547.16平米で、いずれも申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものといたしました。

なお、全て3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長代理）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長代理）

続きまして、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』説明いたします。

99ページを御覧ください。今日は、1件、2,399平米です。

10番は、蝶名林地内の農地6筆、2,399平米について、記載の事由により非農地としたいものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

15番、佐藤一富委員。

第1調査部会長代理（15番佐藤一富委員）

議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』の調査結果を報告します。

今日は、1件、2,399平米で、申請書類の審査及び担当区域委員及び事務局職員による現地調査を実施し、詳細説明を受け、現地の状況などから農地として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして、非農地として判断すべきものと決定いたしました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

非農地の判断についてですが、せっかく担当委員と事務局で現地確認をしているわけなので、農地転用の調査結果報告と同様に、非農地認定をしても周辺の農地に悪影響を及ぼさないという説明をしていただければ、心配することなく非農地と判断できると思いますのでよろしくお願いします。

事務局（上林経営基盤係長）

非農地判断において、周辺農地に悪影響を及ぼす心配がないということは重要な判断基準だと考えますので、今後は調査部会の調査結果報告の中で説明させていただきます。

議長（栞原会長代理）

廣川委員、よろしいでしょうか。

19番（廣川哲也委員）

了解いたしました。

議長（栞原会長代理）

そのほかにございませんか。

それでは、御発言がないようですのでお諮りします、議第5号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり非農地とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栗原会長代理）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり非農地とすることに決定いたしました。第1調査部会長代理は自席へお戻りください。

議長（栗原会長代理）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告を願います。

農政対策部会長は、私の隣に着席願います。

3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

当部会は、11月20日午前9時30分から厚生福祉会館第2集会室において、部会員と栗原会長代理の出席の下、開催いたしました。今回は、10月の総会で付託を受けました令和6年度農作業賃金・機械作業料金のほか、目標地図素案作成のための意向把握調査について協議いたしました。

初めに、目標地図素案作成のための意向把握調査について報告いたします。

報告の前に、三条市の地域計画の作成方針について市から説明を受けましたので、本日藤家農林課長から説明をしていただきますので、よろしく願いいたします。

農林課（藤家課長）

それでは、地域計画の策定の進め方について、お配りしてある資料に基づいて説明させていただきます。

まず、地域計画の目的について、再度確認をさせていただきたいと思います。これは、国のほうの資料から抜粋したものでございます。まずは、農業者の減少、耕作放棄地の拡大によって農地が適切に利用されなくなる懸念があるということを踏まえて、農地が利用されやすく、集約化等の取組を加速化する必要があるというふうに考えているところでございます。そこで、国のほうでは地域の話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するというところで、これが目標地図ということになるわけですが、それを法定化しまして義務づけたということでございます。それから、その地域計画に沿って農地バンクを活用した集約化、集積化を進めるというのがそもそもの目的でございます。

これを市としてはどう捉えているかというところを、中段に書かせていただいております。括弧書きで現状との乖離と書いてありますが、地域計画の策定と言っても、現実

はなかなか簡単にはいかないだろうというのが、市としての認識でございます。皆様方も農地の集約化に関しましては必須業務に位置付けられていますので、同じように感じられているということは共通認識だというふうに考えております。まずは、目指す農地利用の姿、この目標地図を明確化するという事は極めてハードルが高いと考えております。国においても、その点については策定期限を令和7年3月末と定めておりますが、その時点で明確な目標地図を制定しなさいとは言っておりません。現段階では、随時更新していくことを前提に現況地図のままでもよいというふうに示しております。

2点目ですが、この地域の話合いによって目標地図を明確化するというふうに先ほど述べましたが、この地域の話合いという部分については他市町村の先行事例から勉強会などが様々開催されておりますが、行政主導もしくは農業委員の主導で集約、集積を目的とした目標地図の姿を話合いしても、なかなかこれは要望に終始したり、それぞれの利害関係の調整はなかなか難しいというのが現実でございます、これはやはり地域から声が上がることが大事だというふうに考えております。国は、地域の協議の場の在り方の定義を示しておりません。それぞれ地域の実情に応じてというふうにかなり緩くといえますか、表現しております。

3点目としまして、この地域計画というのはこれまでの人・農地プランと同じように、様々な補助事業を活用する場合、計画に定める農業者として位置付けられているということが求められておりますが、事業実施の際に策定済みの地域計画と合致していないということも生じてくるかと思えます。そうした場合は、随時更新していくことになるというのがこの地域計画の性格になっています。

これらを踏まえまして、市としましては補助事業などの採択要件に支障をきたさないよう、まずは令和7年3月末の策定期限に向けて効率的に策定を進め、その後必要に応じて随時更新していくというのが現実的だろうと考えております。一方で、集積、集約化につきましては、先ほど地域から声が上がることが重要だと申し上げましたが、地域主体の話合いが新規参入だとかそういったものを含め、体制整備を市と農業委員会、JAや土地改良区などの関係機関と連携しながら構築していくことが大事というふうに考えております。

2ページ目になります。今ほど地域計画を効率的に策定するというふうに申し上げましたが、策定に当たって様々な条件を設定しなければなりませんので、この考え方について説明させていただきます。これまでの人・農地プランは、20区域でございました。ですが、この効率的に策定する地域計画については、更新を頻繁にやることも想定しながら事務の煩雑さも考えていかなければならないので、計画の地区数については、地域特性が同じような区域をまとめて、土地改良区単位で4地区というふうに今のところ考えております。その辺については記載のとおりですが、事務の軽減も含めた考え方で組まれております。ちなみに参考として、加茂市では4地区を予定していますが、一方で、新潟市はあれだけ大きな区域でも6地区としていますし、魚沼市は1地区とするなど、それぞれ市町村によって様々な考え方があろうと思いますが、私たち三条市については4地区ということで今のところ考えております。

目標地図の素案につきましては農業委員会のほうで作成していただくこととしておりますけれども、当面意向調査を実施するというふうに聞いておりますので、それらを反映できる範囲で反映するという考えでおります。

(3)の協議の場と、(4)のいわゆる国が言っている話合いという部分なんですけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、膝を詰めて、この農地をどうしていくんだというような話合い、地域主体の話合いについてはこの(4)に書いてあるとおりでございますが、国が法律上求めている協議の場という部分については、これは分けて考えています。この協議の場については、いわゆる関係機関、JAや土地改良区、県、農地バンク、それと農業委員会、市となりますが、それらを対象に協議の場として設けまして、そこに農区長などが来ていただいて、説明会的な形になろうかと思っておりますが、そういった形で協議の場として設けたいというふうに考えています。

スケジュールにつきましては、2ページの下段に記載のとおりですが、3ページの計画策定の流れというところで見ていただきたいと思います。目標地図の素案を提出いただいた後、計画案を作成します。この計画に記載する文章の部分に関しては、人・農地プランと大きな変更はないものと私は思っております。一番今回の大事な部分は、この目標地図というところが重要と考えています。計画案を作成しましたら、農政対策部会にお示しして、御意見をいただこうかと思っております。その後、計画案を修正し、協議の場という形で関係機関への説明、あとは各農区への説明を行い、いただいた意見を基に令和7年3月までに修正後、公告して一旦の策定というふうにしたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

ありがとうございました。

それでは、お手元の報第2号『農政対策部会の結果報告について』、1ページを御覧ください。

当部会では今ほどの説明を受け、調査対象や調査項目についての原案を検討し、調査対象は30アール以上の経営面積を有する耕作者とし、依頼文書及び調査表の原案は資料1のとおりとしました。依頼文書及び調査表は、来年1月の水稻実施計画書の発送に合わせて配布いたします。また、農業委員会だより「向日葵」3月1日号にも意向把握の趣旨及び調査書を掲載し、より多くの意向を把握するようにいたします。

次に、令和6年度農作業賃金・機械作業料金について報告いたします。7ページの令和6年度農作業賃金・機械作業料金表（案）を御覧ください。10月1日に県の最低賃金が改定され、昨年いただいた意見や近隣市区町との金額を考慮し、赤字の箇所を修正することといたしました。なお、意向把握調査表及び料金表の原案について、意見や要望がある場合は、12月7日までに事務局へお申出ください。

次に、11ページ、令和5年三条市賃借料情報を御覧ください。これは、10月31日までに締結された令和5年1月から令和5年12月までの賃借契約をまとめたものになります。令和5年に利用権が設定された金納の平均締結額は、前年との比較で、栄地域は700円上

がっており、三条地域は100円、下田地域は900円下がっております。

次に、8月31日に実施しました水稲作況調査圃場の実収量について報告いたします。皆様御承知のとおり、北陸農政局が発表いたしました2023年の新潟県産米の作況指数は10月25日現在で95と示され、やや不良という結果となる見込みです。

12ページ、水稲作況調査圃場の実収量について（報告）を御覧ください。表の平均収量欄は、10アール当たり平年収量、作柄予想欄は皆様から予想していただきました平均予想収量、実収量欄は、各経営主からお聞きした収量です。実収量は平年収量に比べますと本年は全ての圃場で減少しており、垂俱璃さんじょうで20%、森町生産組合は6.3%、吉田推進委員は5.7%、飯塚推進委員は0.9%となっています。

次に、令和5年度三条市農林関係施策の要望につきまして、去る10月25日、午後1時30分から、野崎会長、栞原会長代理、農政対策部会の正副部会長で市長に要望書を提出させていただきました。出席者からそれぞれの要望事項について、現況説明を交えて提案させていただきました。市長には、地域の抱える現状や課題についても理解を深めていただいたものと考えております。

また、要望事項にはございませんでしたが、野崎会長のほうから今年の猛暑による農作物への被害に対して支援を要望しましたところ、11月14日に高温被害対応緊急営農支援金を支給することとなりました。

令和6年度の農林関係施策へ反映されるよう期待しているとともに、今後も提案を続けていく必要があると感じたところでございます。

以上で農政対策部会の報告を終了させていただきます。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。藤家農林課長もありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

地域計画の策定の進め方についてですが、当初計画の策定は効率的に進めたいということで、4地区というのも致し方ないと思いますが、2ページの計画策定地区数の理由として、「将来担い手による耕作地が広域化することが想定されるため」というふうにあるのは、そもそも地域計画が集積から集約へというふうなうたい文句があるのに違和感がありますので、見直しを検討していただければと思います。

また、各農区長を集めて途中経過といたしますか、流れを説明するような機会はあるのでしょうか。

農林課（藤家課長）

まず、4地区のことにつきましては、御意見をいただきましたので、また内部で話し合いをしたいと考えております。

各農区長への説明ですが、フローチャートにありますとおり、協議の場の中で農区長をお呼びして、こういった内容ですということでお示ししていきたいというふうを考え

ているところです。

19番（廣川哲也委員）

そうしますと、7月頃ということになるんですけど、今お話を聞いていると人・農地プランの延長なのかなという感じで、各問題を抱えている地域で自主的に動かない限り、目に見えた形にはならないんだらうという印象を受けました。個人的な意見ですが、私どもの本成寺地区では、何とかこれを利用して10年後につなげられればということでも動きたいと思っているのですが、そういった動きがあれば農林課としてもサポートをしていただけるというように伺いました。それに向けて頑張りたいと考えていますので、そういった地域計画で頑張ろうという地域を応援する手だてを市としてつくっていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

農林課（藤家課長）

市としての施策ということでございますが、要望として承っておきます。

19番（廣川哲也委員）

それから、農作業賃金・機械作業料金についてですが、先日の九州の視察のときに伺った話で、できるだけ安い作業料金でやっているんだという説明を聞いて、それによって農業機械が壊れたからといってすぐに全面委託にするのではなく、多少なりとも自作で頑張ろうという方もあるということで、とにもかくにもこの作業料金を下げていかななくてはいけないという気持ちで発言をさせていただきます。結局作業料金というのは米の売上げから払うものですから、米価の動向を勘案して決定するというような視点で考えていただければと思います。後で事務局に書面で意見を提出しますので、それに対して十分な検討をして回答していただきたいということを要望いたします。

続きまして、賃借料情報についてですが、それをどのように公表するかということが一つの問題になると思います。賃借料情報は、結果として賃借料の目安に使われるわけです。その平均の金額が目安になるのか、多数の価格帯が目安になるのかというところが問題だと思いますので、公表する前にお知らせをいただければと思いますのでよろしくをお願いします。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

いただいた御意見につきましては三役で協議し、必要があれば農政対策部会を開催して検討の上、決定したいと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（棗原会長代理）

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

地域計画の目標地図素案の作成は農業委員会ということになりますが、先ほどの説明でひとまずは現況地図を目標地図としたいというお話でしたが、例えば地域によってアンケート結果を踏まえて、担い手がこのぐらいいて、その人に集積するとこんな形になるよというシミュレーションができるのであればお願いしたいのですが。

事務局（上林経営基盤係長）

私から補足説明させていただきます。

今ほど農政対策部会長から報告していただきましたように、来年の1月に意向把握調査を実施させていただき予定で皆様に原案を示させていただいたところです。そちらを集約してパソコンに入力すると、その意向ごとに色づけがされた地図が出来上がり、それがいわゆる現況地図と言われるものになります。そこから先につきましては、農林課長からもその現況地図をひとまずは目標地図としたいという説明もありましたけれども、もちろんこれを契機にもっと真剣に話し合っていこう、シミュレーションをしてもらえないかということであれば、例えばここここを入れ替えたらどうなのかというようなものも作成可能ですので、皆様から御要望があれば柔軟に対応させていただきます。

議長（栗原会長代理）

皆様、いろいろな御意見をお持ちかと思いますが、何かあれば事務局なり農林課にお聞かせいただければと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了します。

農政対策部会長は、自席へお戻り願います。

事務局（山村事務局長）

ここで、農林課長も退席されますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

（午前10時40分 藤家農林課長退席）

議長（栗原会長代理）

次に、報第3号から報告第6号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栗原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（栗原会長代理）

次に、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。12月22日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（栗原会長代理）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は27日午前9時30分開会を予定しております。

それでは、長時間にわたって御審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会します。

午前10時45分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長代理 栞原 一郎

議事録署名委員（ 5 番） 馬場 良子

議事録署名委員（ 1 4 番） 小林 茂宏
